別添２

平成２１年（排）第８号

排　除　命　令　書

東京都渋谷区渋谷二丁目１５番１号
株式会社ベンチャーバンク
同代表者　代表取締役　鷲　見　貴　彦

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ベンチャーバンク（以下主文において「ベンチャーバンク」という。）は，一般消費者に販売している「養蜂堂シャンピニオンエキス４００」と称する食品（以下主文において「養蜂堂シャンピニオンエキス４００」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１１月ころ以降同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，また，平成２０年６月２０日及び同年８月７日に掲載した新聞広告において，当該商品を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　ベンチャーバンクは，今後，養蜂堂シャンピニオンエキス４００又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　ベンチャーバンクは，今後，養蜂堂シャンピニオンエキ

ス４００又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項の表示と同様の表示をしてはならない。

４　ベンチャーバンクは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　株式会社ベンチャーバンク（以下「ベンチャーバンク」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の製造販売業を営む事業者である。

２(1) ベンチャーバンクは，平成１７年１１月ころ以降，「養蜂堂シャンピニオンエキス４００」と称する食品（以下「養蜂堂シャンピニオンエキス４００」という。）を，我が国に所在する事業者に委託して製造させ，一般日刊新聞紙に当該商品の広告を掲載し，はがき，電話又はファクシミリで注文を受け付けるほか，同社がインターネット上に開設したウェブサイトに広告を掲載し，同ウェブサイトで注文を受け付けることにより，一般消費者に販売している。

(2) 養蜂堂シャンピニオンエキス４００は，「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有する錠剤状の食品であり，１日４粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって，口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。

３　ベンチャーバンクは，養蜂堂シャンピニオンエキス４００について

(1) 平成１７年１１月ころ以降，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し１）において，「気になるニオイの悩み・・・」及び「腸内で発生した悪臭成分が体の様々なところから出て『口臭・体臭・便臭』となります。」と記載の上，「口臭・体臭に！」と

(2) 平成２０年６月２０日付け神奈川新聞に掲載した広告（別添写し２）において，「ニオイに対して働きかけ、力を発揮することが分かったシャンピニオンエキスが、あなたのニオイをすっきりサポート。」と記載の上，「こんな方にオススメです。●口臭を気にする方　●体臭を気にする方　●トイレ後が気になる方」と

(3) 平成２０年８月７日付け読売新聞に掲載した広告（別添写し３）において，「大人気のエチケットサプリメント！」と記載の上，「もう、口臭気にしません！」，「ニオイの元に直接アプローチ」及び「あなたもニオイの気にならな

い快適で楽しい毎日を目指してみませんか？」と
それぞれ記載することにより，あたかも，養蜂堂シャンピニオンエキス４００を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ベンチャーバンクに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ベンチャーバンクは，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ベンチャーバンクが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，養蜂堂シャンピニオンエキス４００の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年２月３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水